



目次		
告示		ページ
○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	(食品・衛生課)	1
○保安林の皆伐面積の限度	(治山林道課)	1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課)	2
◎高知県建設工事共通仕様書	(技術管理課)	2
○公共測量の実施の通知	(用地対策課)	2
○道路の区域変更	(道路課)	2
○建築基準法による道の指定	(建築指導課)	2
正誤		
◎正誤(平29・1・10付け 告示ほか)		4

告 示

高知県告示第595号
 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定によるクリーニング師の研修(以下「研修」という。)及び同法第8条の3の規定による業務従事者に対する講習(以下「講習」という。)の指定を平成29年8月16日付けで次のとおり行った。
 平成29年9月1日
 高知県知事 尾崎 正直

- 研修及び講習の主催者
東京都港区新橋六丁目8番2号
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
- 第1型研修の開催年月日並びに会場の所在地及び名称
平成30年1月21日(日)
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 第2型研修及び講習の受付期間
平成29年12月11日(月)から平成30年1月15日(月)まで
- 研修及び講習の科目
衛生法規及び公衆衛生
洗濯物の受取、保管及び引渡し
洗濯物の処理
繊維及び繊維製品
- 研修及び講習の受講料

研修受講料 5,000円
 講習受講料 4,500円
 6 研修及び講習の受講の申込先及び問い合わせ先
 高知市はりまや町三丁目7番6号 パームサイドビル2階
 公益財団法人高知県生活衛生営業指導センター

高知県告示第596号
 森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成29年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。
 平成29年9月1日
 高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度
 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	19.13	510.24
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	690.77	189.67
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	177.76
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	769.79	106.51
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,309.81	80.10
7 鏡川	高知市の一部	163.88	8.94
8 本川地区	いの町の一部	571.02	20.58

9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	575.97	130.10
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	114.52	122.46
11 四万十川上流	中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,308.30	197.01
12 伊与喜川	黒潮町の一部	38.90	47.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,289.77	362.31
14 大方地区	黒潮町の一部	69.45	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	94.00	144.04
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	45.44	26.68
17 土佐清水地区	土佐清水市(下ノ加江を除く。) 大月町	179.64	156.46
計		7,526.91	2,362.28

2 干害防備保安林
 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林

1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10
5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.68
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6.78
計			34.14

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林	
1	安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	73.02
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3	中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	41.00
4	中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96

5	須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	3.88
6	幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
計			143.24

高知県告示第597号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
小型合併漁業のうち主としてしいらまき網漁業を営む漁業

高知県告示第598号

高知県建設工事共通仕様書を別冊のとおり定め、平成29年10月1日以降に高知県と締結する建設工事請負契約から適用し、高知県建設工事共通仕様書（平成21年3月高知県告示第246号。以下「旧高知県建設工事共通仕様書」という。）は、平成29年9月30日限り廃止する。ただし、同日以前に高知県と締結した建設工事請負契約で、当該建設工事の完成期限が平成29年10月1日以降であるものについては、旧高知県建設工事共通仕様書を適用するものとし、受注者に通知の上、当該受注者と協議して適用することが可能な場合に限り、この高知県建設工事共通仕様書を適用するものとする。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

（「別冊」は、省略し、高知県土木部技術管理課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第599号

香南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年8月16日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間
平成29年7月24日から平成30年2月28日まで
- 作業地域

香南市全域
高知県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年9月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 大方大正
- 道路の区域

区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	後		
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1511番15から 高岡郡四万十町打井川字幸次郎1513番2まで	A		3.5 }	231
			13.5	
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字弘町37番1まで	B		8.0 }	245
			26.0	
高岡郡四万十町打井川字幸次郎1512番8から 高岡郡四万十町打井川字弘町37番1まで	後		8.0 }	245
			26.0	

高知県告示第601号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成29年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 高岡郡佐川町黒原字大子909番1地先から字場所ヶ内768番地先に至る延長145メートルの道
- 高岡郡佐川町西組字ツルイガ尻1234番3から字カゲ1240番地先に至る延長119メートルの道

- 3 高岡郡佐川町加茂字土居ノ前3340番2地先から字ハセガタニ4595番9に至る延長583メートルの道
- 4 高岡郡佐川町加茂字竹倉ヤシキ3392番2から3399番4に至る延長141メートルの道

